

令和元年度

第1回 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

- ◆ 日 時 令和元年 8月 5日(月) 13:30 ~
- ◆ 会 場 久留米シティプラザ 大会議室

市民文化部文化財保護課



令和元年度

第1回 久留米市文化財保存活用地域計画協議会

令和元年8月5日（月）

13時30分より

久留米シティプラザ 大会議室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 委嘱状交付
- 3 部長挨拶
- 4 会長・副会長選任
- 5 新会長・新副会長あいさつ
- 6 協議 久留米市文化財保存活用地域計画について
 - (1) 文化財保護法改正と文化財保存活用地域計画
 - (2) 久留米市の概要と文化財の保存活用状況
 - (3) 久留米市文化財保存活用地域計画について
 - (4) 作成の体制とスケジュール
- 7 その他
- 8 閉会のことば

久留米市文化財保存活用地域計画協議会 委員名簿

部 会	氏 名	種 別	勤務先・役職等
有識者 (6名)	あかし 赤司 善彦	生涯学習 (考古学)	大野城こころのふるさと館 館長 (元九州国立博物館展示課長 福岡県文化財保護課長)
	よしだ 吉田 洋一	歴 史 (近現代史)	久留米大学文学部 教授
	まつおか 松岡 高弘	建 築	有明工業高等専門学校創造工学科 教授
	だんじょう 段上 達雄	民 俗	別府大学文学部 教授
	ながまつ 永松 義博	天然記念物	有識者 (南九州大学名誉教授)
	こが 古賀 正美	歴 史 (近世史)	有識者 (久留米大学非常勤講師)
保存団体 (2名)	まつえだ 松枝 小夜子	文化財 保存団体	公益財団法人久留米絢技術保存会
	たていし 立石 雅文	文化財 保存団体	草野風流保存会 会長
関連分野 (5名)	あなみ 穴見 美三	商 工	久留米商工会議所 専務理事
	あかやま 深山 和義	まちづくり	久留米市校区まちづくり連絡協議会 副会長
	やつぎ 矢次 恵美子	観 光	NPO法人久留米ブランド研究会 事務局長
	もりやま 森山 有希子	観 光	公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会 事務局長
	まつもと 松本 良一	学校教育	久留米市教育センター 所長
行政 (2名)	すぎはら 杉原 敏之	企画調整	福岡県文化財保護課 参事補佐兼係長
	いりさき 入佐友一郎	計画策定	福岡県文化財保護課 参事補佐兼係長

○久留米市文化財保存活用地域計画協議会規則

令和元年 7月 1日

久留米市教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき、久留米市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、久留米市文化財保存活用地域計画に関する事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 福岡県職員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 商工、観光、まちづくり団体等の関係者
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって

これを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民文化部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

6. 協議 久留米市文化財保存活用地域計画について

(1) 文化財保護法の改正と文化財保存活用地域計画

1. 文化財保護法の改正・・・資料1・2

平成30年の第196回国会(通常国会)において、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立、平成31年4月1日から施行された。

文化財保護法第183条の3には、「市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」と明記された。この「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」が地域計画である。

2. 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針

文化庁は、平成31年3月4日、地方公共団体や所有者等が、地域計画等を作成・推進等する際の基本的な考え方や留意事項などを示すため「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針(以下、策定指針)」を作成している。

この策定指針において、地域計画の趣旨が記されている。

地域計画は、(県が作成する文化財保存活用)大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである。

地域計画において、文化財の保存・活用に関して当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。また、当該市町村における文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、作成した地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となる。

同時に、地域計画は、地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもある。地域計画の作成・推進を通じて、地域の多様な文化財の掘り起しが進み、新たに見いだされた文化財の保護につながるとともに、民間団体をはじめ多様な主体の参画を得ることで、所有者や行政だけでは難しい未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用の推進が期待される。また、法定計画として市町村の行政体系に位置付けることで、文化財の保存・活用の必要性・重要性が増すとともに、様々な関係者の参画を得ながら計画の検討を行うことで、計画の作成過程自体も“見える化”し、文化財の保存・活用に対する地域住民の関心や理解の促進、さらには地域のアイデンティティの醸成が期待される。

3. 地域計画に記載すべき事項

地域計画の記載事項は、法第 183 条の 3 第 2 項各号に列挙されている。

- 一当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四計画期間
- 五その他文部科学省令で定める事項

法第 183 条の 3 第 2 項各号を踏まえ、策定指針において、次に掲げるものを基本的な内容として定めることができるが具体的に記されている。

(第 1 号関係) [当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]

- 当該市町村の概要
- 当該市町村の文化財の概要
- 当該市町村の歴史文化の特徴
- 文化財の保存・活用に関する課題
- 文化財の保存・活用に関する方針

(第 2 号関係) [当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容]

- 文化財の保存・活用に関する措置

(第 3 号関係) [当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]

- 文化財を把握するための調査に関する事項

(第 4 号関係) [計画期間]

- 計画期間

(第 5 号関係) [その他文部科学省令で定める事項]

- 文化財の保存・活用の推進体制

地域の実情を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる。

- 関連文化財群に関する事項
- 文化財保存活用区域に関する事項
- 地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容

(2) 久留米市の概要

位置

久留米市は、福岡県南西部に位置し、平成 17 年(2005) 2 月の広域合併により、市域は東西 32.27km、南北 15.99km を測り、行政面積は 229.84km² に拡大した。結果、東はうきは市、西は佐賀県、北は朝倉市と大刀洗町・小郡市、南は八女市と広川町に接する。平成 20 年(2008) 4 月には中核市に移行し、現在は福岡県南地域の中心都市としての機能を果たしている。

地形

久留米市は筑後川の中・下流域に位置する。筑後川は阿蘇外輪山に源を発し、日田盆地の小河川を吸収して大河へと成長する。その後、福岡・佐賀県を曲流して有明海へ注ぐ九州一の大河である。この筑後川の開析・堆積作用や有明海による堆積作用により、中・下流域に広大な筑紫平野が形成される。久留米市南東部には東西 30km に及ぶ耳納山地が連なる。耳納山地は東に聳える鷹取山(802m)を最高所とし、発心山(698m)、耳納山(368m)、高良山(312m)と西へ行くに従い標高を減じ、狭小な扇状地を経て、市街地付近で地峡帯を形成する段丘へと派生する。

人口と世帯

久留米市の人口は、大正 9 年(1920) 以降、一貫して増加が続いている。しかし、少子化や市外への転出などの影響により、平成 17 年(2005) の 306,434 人をピークに減少に転じ、令和元年 7 月(2019) 時点では 305,350 人を数える。人口が減少するなか、核家族化や単身世帯の増加等を背景に、世帯数の増加が続いている。令和元年 7 月(2019) 時点で 135,648 世帯となっている。

交通

市内には九州の大動脈である九州自動車道と国道 3 号が縦断し、加えて 209 号、210 号、264 号、322 号と多くの国道が敷設されている。また、JR 線は鹿児島本線と久大本線、加えて平成 23 年 3 月に全線開業した九州新幹線も走り、福岡県内を南北に縦断する西鉄天神大牟田線も市内の中央部を走る。このように本市は周辺市町村のみならず、九州における広域交通ネットワークの結節点に位置しており、九州各都市へ短時間で到達できる恵まれた交通網を有している。

産業

平成 27 年(2015) の国勢調査によれば、第 1 次・第 2 次産業の割合が減少傾向にある一方で、第 3 次産業が一定数を維持している。なお、第 3 次産業の中では卸売・小売業と医療・福祉関連の商業者が多く、近代以降の「商都」「医療の町」としての久留米市の特性が現在も息づいていることがわかる。また、久留米市は肥沃な土壌と豊富な水などを背景として農業が盛んである。久留米市の農業産出額は 324.7 億円にのぼり、県内で 1 位、九州・沖縄で 10 位となっている。

観光

久留米市には、筑後川や耳納山地に育まれた豊かな自然をはじめ、歴史や文化、食など様々な魅力がある。最近 10 年間の観光入込客数は、平成 23 年以降 510~540 万人ほどで推移し、平成 29 年(2017) には 591.2 万人を記録した。目的別観光入込客数を見ると、全体の半数以上にあたる 309.1 万人が歴史文化を目的としている。

歴史

恵まれた環境の下、久留米市には旧石器時代から近現代まで多くの遺跡が残されている。特に古代、筑後國を統治した筑後国府が設置されて以降、筑後地方の中心として発展し、中世には筑後一の宮・高良玉垂神社の門前町・府中(御井町)が筑後地方の政治・経済・文化・交通の要衝となった。近世には久留米 21 万石の城下町、近現代には軍都・商都として筑後地方の中心都市となり、その繁栄は現在に引き継がれている。

保存活用の状況

■文化財保護課関連事業

◎歴史博物館整備検討事業	・資料の保存、管理、活用 ・企画展等の実施 ・印刷物の発行 等
◎筑後国府歴史公園整備事業	・指定地の管理 ・保存活用計画の策定、整備の検討 ・史跡地の公有化 等
◎歴史的建造物保存整備事業	・文化財指定建造物の保存修理 ・市内の重要な建造物の調査
◎史跡等環境整備事業	・指定史跡等の保存管理 ・文化財説明板の設置、印刷物の発行 等
◎歴史ルートづくり事業	・拠点施設（歴史公園等）の管理 ・指定候補文化財（埋文以外）の調査等 ・情報発信事業（ストーリーシート発行、イベント実施 等）
◎埋蔵文化財発掘調査事業	・開発等に伴う発掘調査の実施 ・遺物の整理 ・調査報告書の刊行、周知普及 等
◎埋蔵文化財センター事業	・遺物等の整理、収蔵保管
◎文化財保護団体等育成事業	・文化財保護団体の活動や、指定文化財の管理、用具の修理等に対する補助
◎坂本繁二郎生家活用事業	・坂本繁二郎生家におけるイベント等
◎文化財施設維持補修事業	・所管施設等の維持補修
◎有馬記念館活用事業	・有馬記念館の運営、資料保存、展示会 等
◎文化財費	・文化財保護行政全般に係る経費

(3) 久留米市文化財保存活用地域計画について

1. 作成の背景と目的

本市では、これまで長年にわたって文化財の保護に取り組み、市内に所在する文化財の調査・把握を行い、重要なものについては国・県・市の指定等により堅実な保存活用を進めてきた。久留米市新総合計画第三次基本計画（平成27～31年度）においては、将来像の一つである「誇りが持てる美しい都市久留米」を支える施策のうち「四季と歴史が見えるまち」の中で、「魅力ある歴史資源を活かしたまちづくり」を掲げており、文化財を地域において守り、活かす取り組みを進めている。

しかし、現在のところ、文化財保護に係る基本方針や具体的な方策を定めたマスタープランは作成されておらず、業務を計画的・継続的に取り組めていないのが現状である。文化財保存活用地域計画を作成し、今後の文化財保護の仕組み、実現すべきビジョン、そのための具体的措置を定め、計画的に業務を進めていくことが可能となる。

また、まちづくりや観光など各分野と連携したアクションプランも明記し、次期総合計画の施策体系に位置付けるなど、本市の文化財保護のマスタープランとして位置付け、計画的かつ持続的な歴史文化のまちづくりを実現することを目的とする。

2. 地域計画の概要

1) 計画の位置付け

本計画は、前述した文化財保護法第183条の3に位置付けられた文化財保存活用地域計画であり、久留米市の文化財保護に係る基本方針や取組みを示したマスタープランに位置付ける。

2) 地域計画の対象

・対象範囲

本市全域を調査及び計画の対象範囲とする。 久留米市全域：約 229.96km²

・対象

市内に所在する指定文化財に未指定文化財を含めた、多様な文化財を対象とする。

3. 策定の方法と流れ

1) 策定期間

令和元年から2ヵ年で作成し、令和3年度に文化庁長官による認定を目標とする。

2) 地域計画作成にあたって

・改正文化財保護法、文化財保存活用大綱及び既往計画等との連携

地域計画の作成にあたっては、文化財保護法、福岡県で策定が予定される文化財保存活用大綱を勘案し、文化・芸術やまちづくりに関連する各種条例や計画等との役割分担のもと、これまでの成果や推進中の事業との連携を図る。

また、まちづくり部局と共有できる計画策定を考慮し、わかりやすい計画内容とする。

・計画の認定

本計画は、本市総合計画の次期総合計画の施策体系に位置付け、令和3年度に文化庁長官による認定を申請する。このため、計画には文化財保護法や作成指針に定められた認定基準に則して過不足のない内容を盛り込むこととし、計画作成には文化庁及び福岡県との緊密な連絡調整に努める。

・府内検討会と文化財保存活用地域計画協議会の設置

本計画に盛り込むアクションプランの事業化を推進するため、作成期間中に府内関連部局との検討会を実施する。また、歴史や文化財をはじめとする有識者、さらには教育、観光、商工、まちづ

くりなどの各分野から参画した協議会を設置し、計画の作成と認定後の進捗管理を行う。

3) 地域計画に記載する項目

・久留米市文化財保存活用地域計画の骨子（案）

久留米市文化財保存活用地域計画の作成にあたっての骨子案を以下と考えている。

なお、現段階の骨子案であり、今後の検討を踏まえて、適宜修正を重ねていく。

I 章 久留米市文化財保存活用地域計画について

- 計画策定の背景と目的 など

II 章 久留米市について

- 久留米市の概要（自然・地理的環境、社会的環境、歴史的環境）

- 久留米市の文化財：指定等文化財とともに、現在把握している未指定も含めた市内の文化財をリスト形式で整理する。

- 久留米市の歴史文化の特徴：久留米市に固有の歴史文化の特徴を明文化する。

III 章 文化財の保存・活用

- 文化財の保存活用に関する課題

- 文化財の保存活用に関する方針

- 文化財の保存活用に関する措置：具体的な措置（事業）を定める。

IV 章 久留米市の歴史を物語るテーマ

- 関連文化財群の考え方

- 関連文化財群の設定 など

V 章 文化財保存活用の推進体制

- 推進体制：計画認定後の文化財保護業務の推進体制

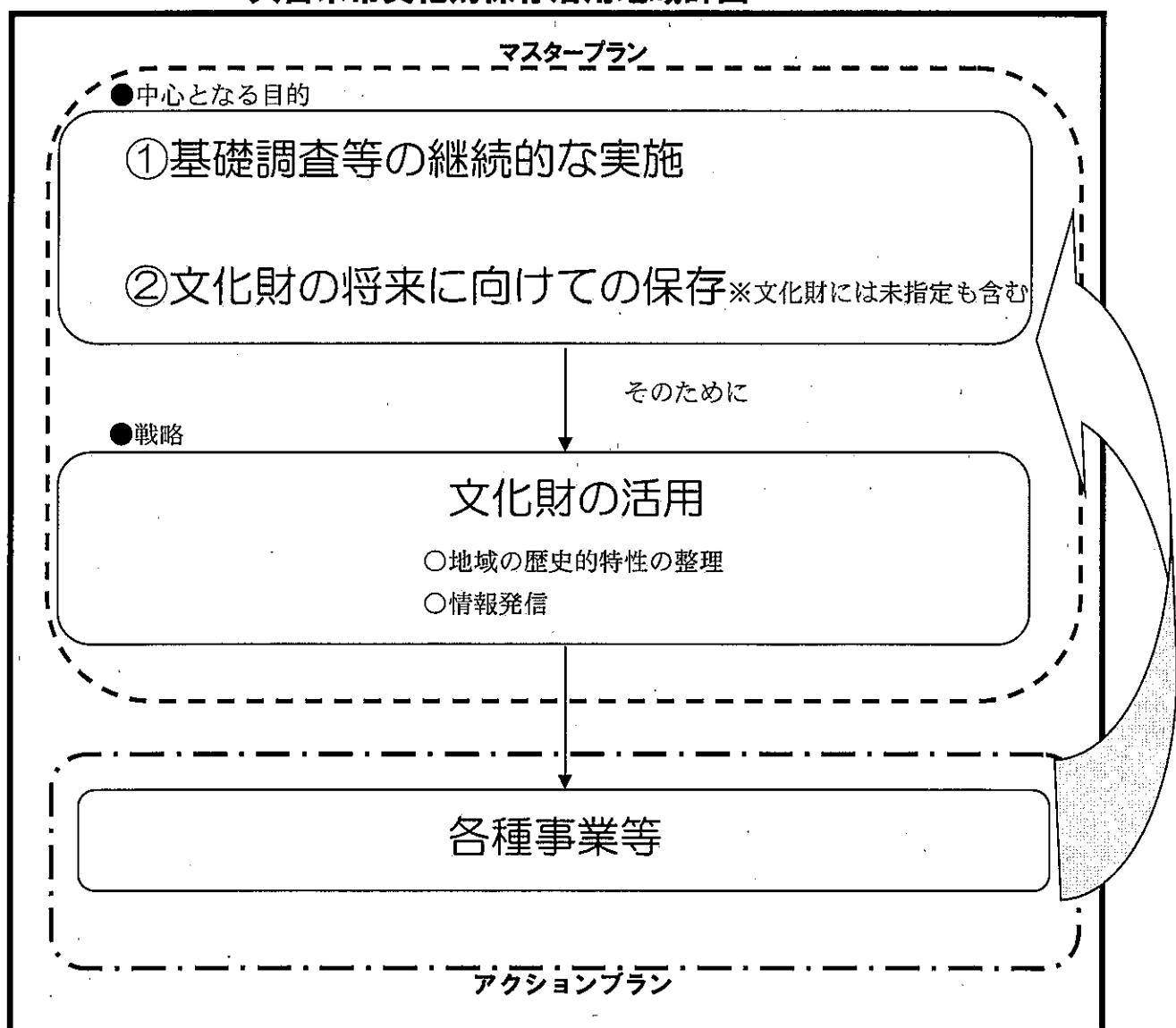
- 進捗管理と評価の方法

- 歴史文化保存活用地域の設定

- 事務処理特例を適用する事務の内容：文化財登録原簿登載への意見具申、国指定文化財の現状変更許可、取り消しなど

4) 計画策定の目的と仕組み

久留米市文化財保存活用地域計画



◎将来に向けた文化財保護の仕組みづくり

(4) 作成の体制とスケジュール

1. 作成の体制

1) 地域計画協議会の運営

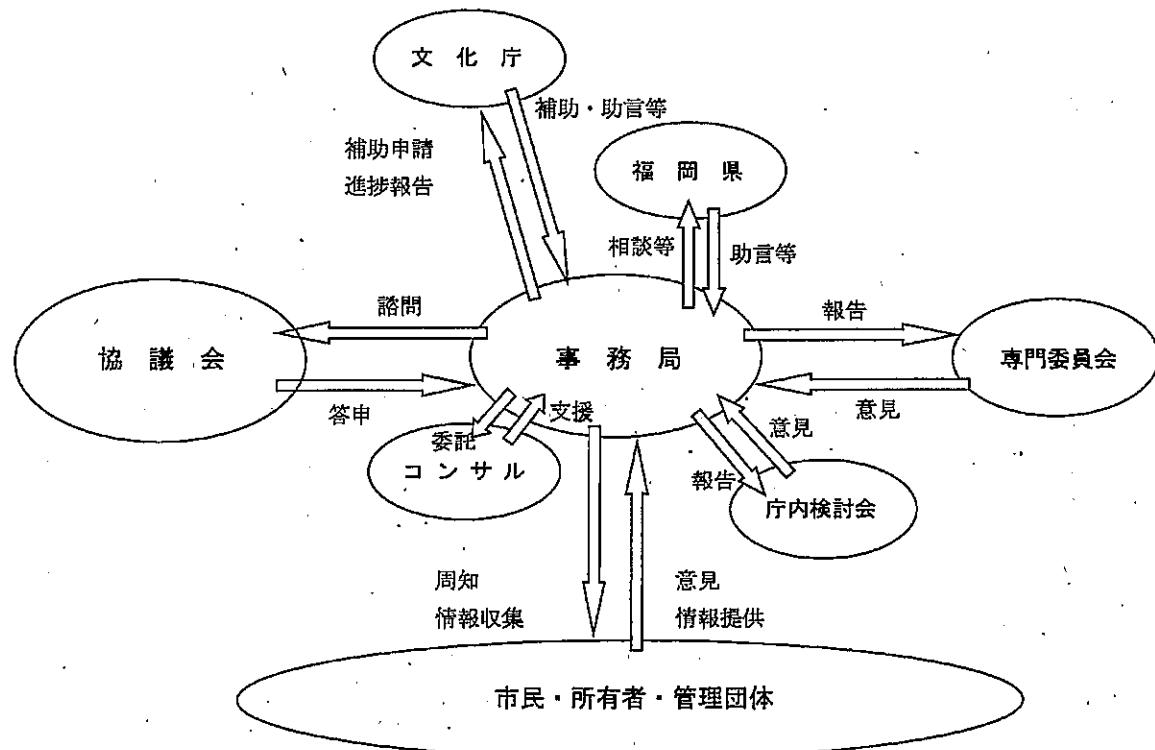
市民団体等の代表者や商工、観光、教育、歴史や文化財の有識者等で構成する久留米市文化財保存活用地域計画協議会を発足し、計画作成とその後の進捗管理に係る協議会を実施する。

2) 庁内協議及び調整

関係部局との意見交換等を行う庁内検討会を開催し、市域において現在取り組んでいる事業、今後予定される事業等を把握し、総合計画への反映や関係部局との役割分担等の調整を図る。

3) 関係機関等との協議

文化財所有者や管理団体など、関係者との意見交換等を通じ、今後取り組むべき内容や意向等を把握する。



久留米市文化財保存活用地域計画作成に係る関係機関関係図

2. 作成のスケジュール

・作成工程

令和元年度・・・今後の事業計画の基調となる文化財の保存活用の方針を定める。作業にあたっては、本市に所在する文化財を総合的に把握し、文化財を取り巻く現状や課題の整理を行う。さらに、市民への周知と情報収集を目的としたワークショップを行い、総合的把握や情報収集の進捗を踏まえ、方針等のたたき台まで作成したい。

令和2年度・・・保存活用の方針を踏まえ、保存活用の具体的措置を定める。文化財の総合的把握と市民向けのワークショップやパブコメも継続して行い、収集した情報を計画に反映させる。計画の完成に向けて、国・県との連携による速やか、かつ円滑な協議を行い、文化庁長官による認定に向けた作業を進める。また、計画認定後の事業を見据えた体制整備に努める。

◆久留米市文化財保存活用計画作成スケジュール(案)

		R1(2019)												R2(2020)													
		年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
府外	文化庁 文化財専門 委員会	協議会	府内 教育委員会 議会 (常任委員会)	周知												ワークショップ											
				進捗報告	●意見聴取	協議会委員会 ●第1回	方針説明	素案	年度まとめ	素案	●	●	報告	●	最終確認	案	●	報告	●	報告	●	報告	●	調整	●	報告	



文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概 要**1. 文化財保護法の一部改正****(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用**

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うこと可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を設置とする

【第190条第2項】

- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができる

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日



改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会継承が必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の強化を図る。

① 地域における文化財の総合的な保存・活用

